

平成18年度 国土交通省環境行動計画の進捗状況の概要

平成19年1月31日現在

| 第一章Ⅱ中の項目 | 具体的方策 | 現在の状況及び今後の見込み |
|-----------------------------|---|--|
| (1) 社会資本整備におけるライフサイクルマネジメント | ① 計画決定プロセスにおける環境の内在化 | 環境を内在化させるためのガイドラインを各事業ごとに作成。ガイドラインに基づく試行を実施する。 |
| | ② グリーン・バンキング・システムの構築等環境の再生・創造を行う社会資本整備の推進 | 公園、河川、道路、港湾等の公共施設空間を活用した緑化を計画的に進め、一定のエリアにおいて事業の実施に伴い緑地や干潟等を減少させないための仕組みを検討するための予算を確保し、省内の連携体制の下で検討を行う。平成17年度に国内の事例検討、ミティゲーションバンキングの制度研究を行ったところ。 引き続き公的施設空間を活用した緑化を計画的に進める検討を行う。 |
| | ③ アセットマネジメントの導入 | 公共事業コスト構造改革プログラムにおいて、「管理の見直し」の施策としてライフサイクルコストを考慮した計画的な維持管理を行うことを位置づけている。平成17年度においては、道路構造物の延命化のための予防的修繕のマネジメントの強化を、平成19年度以降においては、国及び港湾管理者が行う港湾施設の維持管理において予防保全型の維持管理を進めるための維持管理計画を策定していくとともに、施設毎のライフサイクルコスト縮減に向けた維持管理手法の検討を予定している。 |

| | | |
|--------------------|----------------------------|--|
| (2) 環境負荷の小さい交通への転換 | ① グリーン物流総合プログラムの創設 | <p>荷主・物流事業者の連携による燃料消費量の削減に向けた計画づくりを促進するための場として「第1回グリーン物流パートナーシップ会議」を平成17年4月26日に開催して以来、現在までに計5回の会議を開催した。さらに、平成18年度からは各地方にグリーン物流パートナーシップ推進協議会を設置し、荷主・物流事業者が連携した取組みの裾野の拡大を図っている。</p> <p>今後は、グリーン物流パートナーシップ会議を通じて事業者のCO2排出削減に向けた取組みに対する支援や物流分野におけるCO2排出量算定手法の精緻化を図るなど、荷主と物流事業者の協働による物流部門における環境対策を促進する。</p> |
| | ② 環境的に持続可能な交通（EST）モデル事業の実施 | <p>国土交通省環境行動計画モデル事業の実施地域の募集手続きにより、ESTモデル事業の募集を開始。平成16年度において選定された11の実施地域に加え、平成17年度においては10地域を選定、平成18年度においては6地域を選定した。</p> <p>平成17年度において選定されたESTモデル事業の実施地域については、応募者を含む民間、地方公共団体、国の出先事務所等の地域の関係者がプロジェクトチームを立ち上げ、具体的なESTモデル事業の計画を策定し、平成18年4月から事業を実施している</p> |

| | | |
|-----------------------------|---|--|
| | <p>③ 東アジア交通グリーン化連携プログラム（仮称）の作成</p> | <p>【対ASEAN】 第3回日ASEAN交通大臣会合（H17.11，ラオス）において承認された「日ASEAN物流改善計画」に基づき、環境への配慮も意識した物流に関する人材育成を推進。 人材育成事業を継続的、効率的に実施するために、「日ASEAN物流分野における人材育成ガイドライン」を策定する予定。</p> <p>【対中国、韓国】 二国間、三国間での関連する会合において、環境を配慮した政策に関する情報交換・意見交換を実施予定</p> |
| <p>(3) 環境に対する感度の高い市場の整備</p> | <p>① ストック重視の住宅・建築物市場のグリーン化総合戦略（仮称）の推進</p> | <p>省エネ法を改正し、平成18年4月より、一定規模以上の建築物について、新築・増改築に加え、新たに大規模修繕を行う場合などにも、省エネ措置の所管行政庁への届出を義務付け。あわせて、省エネ基準に共同住宅の建築設備に関する事項を追加するなどの充実を図り、講習会などを通じ、広く情報提供を実施。</p> <p>建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）については、新築に加え、既存建築物の運用や改修、ヒートアイランド対策等に対応した評価ツールを開発。また、第三者による評価結果の認証制度や評価を実施する評価員を養成するための講習及び登録制度を創設。</p> <p>さらに、平成17年度より、先導的技術の導入による対応を必要とする政策課題について、民間事業者等で構成されるコンソーシアムから技術開発提案を募集し、採択した提案について国が補助を行う制度を創設。</p> |

| | | |
|-----------------------|--------------------------|--|
| | <p>② 環境にやさしい経営の促進</p> | <p>運輸部門のグリーン経営認証制度は、平成15年10月にトラック事業、平成16年4月にバス・タクシー事業、平成17年7月に海事関係事業の認証制度を開始し、平成19年2月末時点の認証取得事業所数は、3,543事業所となっている。今後も、引き続き事業者を対象とした説明会等を全国幅広く開催するなど普及・促進を進める。</p> <p>また、建設業や不動産業など社会資本整備分野においては、中小規模も含めた事業者がより容易に、かつ自主的に環境貢献型の経営（グリーン経営）に取り組むことができるような指針の作成や取組を積極的に行う企業が市場で適切に評価されるような仕組みの構築について調査検討を平成17,18年度で実施。今後具体的なシステムに関する制度設計や導入に必要な業団体別のグリーン経営に関するガイドラインの作成等を行う予定。</p> |
| <p>(4) 持続可能な国土の形成</p> | <p>① 全国海の再生プロジェクトの推進</p> | <p>東京湾及び大阪湾において、水環境改善のための各種実証・社会実験を行うとともに、水質浄化等に関する技術開発、環境モニタリングに取り組んでいるところ。また、伊勢湾及び広島湾においても海域環境創造会議（伊勢湾再生推進会議及び広島湾再生推進会議）を設置し、環境改善のための行動計画の策定作業を進めており、平成19年3月に策定する予定。</p> <p>さらに、他の閉鎖性海域に海の再生を展開するため、平成19年2月13日と14日に、閉鎖性海域を有する自治体等を対象とした「海の再生全国会議」を開催する。</p> <p>また、全国海の再生プロジェクトの一貫として、平成17年6月に下水道法を改正し、下水道管理者が行う高度処理等を効率的に行うための制度を導入したところ。</p> |

| | | |
|--|-------------------------------|---|
| | <p>②水と緑のネットワーク計画（仮称）の推進</p> | <p>都市緑地法等に基づく、緑の基本計画制度、特別緑地保全地区制度、緑地保全地域制度、緑化地域制度、立体都市公園制度等により総合的な緑地の保全・創出を推進するとともに、水と緑のネットワーク形成を総合的に支援する緑地環境整備総合支援制度を推進・拡充した。</p> <p>今後も引き続き、地方公共団体等における水と緑のネットワーク形成の取組を支援する体制の整備を推進していく予定である。</p> <p>加えて、平成17年3月より進めている7地域のモデル地域での都市水路計画策定等の取組を踏まえ、地方公共団体による都市水路の再生保全に向けたガイドライン及び具体の措置内容の検討を進める予定である。</p> |
| | <p>③水・物質循環システム健全化プログラムの推進</p> | <p>学識経験者等を含む研究会において、わが国が持続的に活力を維持しうる水に関連した社会システムのあり方について検討を行い、その成果を冊子としてとりまとめた。</p> <p>また、関係各機関と連携し、土砂及び栄養塩の挙動を分析し、河川及び海域における水質及び生態系の健全化に向けた検討を行っているところであり、今後、栄養塩類の循環システムの再生計画を、モデル地域において策定する予定である。</p> |
| | <p>④「海洋の健康診断表」の提供</p> | <p>関係省庁・地方自治体等における海洋汚染防止対策や地球温暖化防止対策等の策定・実施に寄与するため、中層フロートによる海洋観測を実施し、海洋に関する様々な観測データ等を収集・整理し、海洋の状態の長期的な変化傾向を評価するとともに最新の知見を取りまとめ、平成17年度より「海洋の健康診断表」として提供を開始した。</p> <p>今後は、中層フロートによる海洋観測を継続的に実施するとともに、「海洋の健康診断表」の診断項目の拡充など改善を図りつつ定期的に提供する予定である。</p> |

| | | |
|---------------------|-------------------------------|---|
| <p>(5) 循環型社会の形成</p> | <p>① 建設工事のゼロエミッション化</p> | <p>実施されている分別解体等の工事が建設リサイクル法に基づき都道府県に対して、届出されているかが公衆に識別できるようにするため、対象建設工事の届出時に届出済みシールを交付し、建設工事現場の標識に貼り付けるよう指導する届出済みシールの交付の推進を行った。また、リサイクル手法の開発による建設混合廃棄物の削減を図るため、対象品目における循環型排出－受入基準を整理し、平成17年度には、技術開発促進のための解体材の品質基準案を作成した。</p> <p>「建設リサイクル推進計画2002」等により、各種施策を実施した。また、新たな推進計画の策定を視野に入れ、「建設リサイクル推進施策検討小委員会」を平成19年1月に設置した。</p> <p>建設汚泥については、学識経験者、関係業界及び行政機関による「建設汚泥再生利用指針検討委員会」の報告書を受け、平成18年6月に「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等を策定し、処理に当たっての基本方針や具体的実施手順等を示した。</p> <p>建設混合廃棄物については、排出量削減のため、リサイクル用途に合わせた分別が必要である。このため、少量・多品目化した建設副産物を効率良く回収するシステムの構築に向け、「首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会」等において検討を進めている。</p> |
| | <p>② 木材リサイクル市場拡大戦略（仮称）の推進</p> | <p>千葉県をモデルに「建設発生木材リサイクル促進行動計画」を平成17年10月に策定したところであり、今後は全国展開を図っていく予定である。</p> <p>また、枠組壁工法建築物の再資源化・資源循環化技術の研究に対して補助を継続するほか、平成17年度より木造住宅から発生する建設発生木材をリユースする方策の検討を実施している。</p> |

| | | |
|--------------------|------------------------|---|
| | ③ FRP 船リサイクルシステムの構築 | <p>使用済みFRP（繊維強化プラスチック）船リサイクルシステムを構築するため、平成16年度までのFRP船のリサイクルシステムに関する検討結果を踏まえ、廃棄物処理法の広域認定制を活用して、平成17年度より対象地域を限定してFRP船のリサイクルを開始した。平成18年度には対象となる地域を拡大し、19年度には全国展開を行う予定。</p> |
| | ④ リサイクルポート高度化プロジェクトの実施 | <p>平成16年度は、港湾における循環資源の取扱いを円滑にするためのルールを明確にするため「循環資源取扱いに関するガイドライン」を策定し、港湾管理者等に周知したところである。また、リサイクルポート間の循環資源輸送実証実験を東京・北海道間に続き、中国エリアで実施した。</p> <p>平成17年度より、リサイクルポートにおける施設整備支援メニューについて、新規制度を導入し、北九州港、酒田港において施設整備を実施している。</p> <p>今年度は、循環資源の海上輸送円滑化に向けて関係省庁が参加する検討委員会を設置し、課題の抽出を行ったところである。</p> <p>今後は、リサイクルポートにおける施設整備支援メニューの活用と、上記委員会の課題解決に向けた取り組みを推進していく予定。</p> |
| (6) 目標の実現力を高める推進方策 | ① トップランナーに対する集中的な支援 | <p>環境の切り口から意欲ある者の具体の取組を支援するため、平成16年度から「国土交通省環境行動計画モデル事業」の実施地域の募集を行い、平成17年度までに全国計31地域を選定し、選定された翌年度から各事業主体がモデル事業を実施している。</p> <p>平成18年度においても、平成18年9月より公募し、12月に全国から12地域を「国土交通省環境行動計画モデル事業」の実施地域に選定した。</p> |

| | | |
|--|--------------------------------|---|
| | <p>②国土交通省の率優先的取組</p> | <p>平成16年7月に「官庁施設における環境負荷低減プログラム」を策定し毎年改定を行い、総合的な環境対策を推進している。</p> <p>また、既存官庁施設のグリーン診断・改修の推進については、平成16年度までに約1,700の既存官庁施設のグリーン診断を完了し、当該グリーン診断結果を踏まえたグリーン改修を計画的に実施中である。</p> |
| | <p>③観測・監視体制の強化及び研究・技術開発の推進</p> | <p>地球地図のデータ調整業務の実施体制の強化、全国植生指標のデータ提供の開始、異常気象の発生頻度を解析する手法の検討、有害紫外線情報の提供、海面水位変化に関するデータ取得など観測・監視体制の強化を図っている。</p> <p>また、研究・開発分野においては、平成17年1月にヒートアイランド対策の総合的評価手法の開発に着手するなど環境に係る研究及び技術開発を着実に実施している。</p> <p>引き続き、地表、大気、海洋の観測・監視体制の強化を図るとともに、地球温暖化による気候変化予測など環境に係る研究・技術開発を推進する。</p> |
| | <p>④行動計画の計画的実施と推進状況の点検</p> | <p>毎年度、計画のフォローアップを行うことにより、計画的な実施に努めているところ。</p> <p>平成17年度フォローアップについては、17年7月に「国土交通省環境行動計画推進委員会幹事会」で報告後、国交省HPにフォローアップ内容を掲載。</p> <p>平成18年度フォローアップについては、今回実施したフォローアップの結果を「国土交通省環境行動計画推進委員会幹事会」において報告、3月中にHPを利用して公表。</p> |